藤枝市ＪＲ藤枝駅大型ディスプレイ広告掲載取扱要領

（趣旨）

1. この要領は、藤枝市広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

1. この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。
2. 広告代理店

広告の募集を行う民間事業者等をいう。

1. 広告主

広告掲載を行う民間事業者等をいう。

1. 記憶媒体

ＣＤ又はＤＶＤなど、広告の情報を電子的に記録できる媒体をいう。

（広告掲載規制業種・事業者）

第３条　次の業種又は事業者の広告は掲載しない。広告掲載中であっても次の業種又は事業者に該当するに至った場合も同様とする。

* 1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に規定する風俗営業に関するもの
	2. 貸金業法（昭和５８年法律第３２号）に規定する貸金業に関するもの
	3. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号)に規定する暴力団に関するもの
	4. インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘拐する行為の規制等に関する法律（平成１５年法律第８３号）に規定するインターネットによる異性紹介事業に関するもの
	5. ギャンブルに関するもの。ただし、宝くじに関するものは除く
	6. たばこに関するもの
	7. 法律の定めのない医療類似行為に関するもの
	8. 消費者金融・高利貸しに関するもの
	9. 興信所・探偵事務所に関するもの
	10. 公的機関・行政機関から指名停止などの行政指導、処分を受けているもの
	11. 民事再生法又は会社更生法が規定する再生又は更生手続中のもの。ただし、再生又は更生計画が許可されたものはこの限りでない

（広告掲載の要件）

第４条　要綱第３条第１１号に規定するものは、次のとおりとする。

1. 広告主が明確でなく、責任の所在が不明確なもの及び広告主以外の者の広告掲載となるもの
2. 暗号と疑われるもの又は内容の意味が不明なもの
3. 権利関係などを確認できない不動産、会員権等に関するもの
4. 代理店募集、副業、内職、会員募集等で、内容が不明確なもの
5. 通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法及び返品条件等が不明確なもの
6. 比較又は優位性を表現する場合、その条件の明示、及び確実な事実の裏付けがないもの
7. 通信教育、講習会等で、その実体、内容又は施設が不明確なもの
8. 社会的秩序を乱すおそれのあるもの
9. 非科学的又は迷信に類するもので、読者を迷わせたり、不安を与えたりするおそれがあるもの
10. 名誉毀損、プライバシーの侵害、信用毀損、営業妨害となるおそれがあるもの
11. 氏名、写真、談話及び商標、著作物などを無断で使用したもの
12. 寄付金の募集に関するもの
13. 医薬品的な効能・効果を過剰に表現しているもの
14. 投機、射幸心を著しくあおる内容のもの
15. 出資者及び出資金の募集に関するもの
16. 霊感商法等の不良商法と認めるもの
17. 債権取り立て、回収等の内容のもの
18. 特殊な結社団体のもの
19. 健康的・教育的に配慮する必要があるもの
20. 健康食品（特定健康用食品は除く）、火薬、危険度の高い金融商品などで消費事故が起こるおそれがあるもの
21. 法規に触れる危険物に関するのもの
22. 皇室の写真、紋章、その他皇室関係のものを使用したもの
23. 誇大広告、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
24. 求人広告又はこれに類するもの
25. 個人の氏名広告
26. 解雇広告
27. 名刺広告、謝罪・釈明に当たるもの及び売名行為が目的のもの
28. 内容・デザイン及び色調等が、掲載する広告媒体になじまないもの
29. 公共の安全又は福祉を脅かす恐れのある団体又はその団体に属する者に関するもの
30. 藤枝市が推奨をしているかのような表現を含むもの
31. 藤枝市の推進している施策に反するもの
32. 要綱第５条に規定する藤枝市広告審査委員会が、広告掲載が適当でないと判断するもの
33. その他市長が掲載を不適当と認める広告

（ディスプレイの規格等）

第５条　ディスプレイの設置場所及び規格は、原則として次のとおりとする。

　設置場所　ＪＲ藤枝駅南北自由通路北口側エスカレーター付近

　規格　　　ＮＥＣ製５５インチ液晶ディスプレイ（４台・１１０インチ）

（広告の規格等）

第６条　広告の規格及び広告掲載の場所は、原則として次のとおりとする。

　放映時間　　　１広告当たりの放映時間は、１５秒又は３０秒、４５秒、６０秒のいずれかとする。

　データ形式　　設置された機器で放映できるデータ形式とする（ＪＰＥＧ、ＧＩＦ、ＭＰＥＧなど）。

　音声出力　　　音声は、出力できないものとする。

　広告掲載場所　ＪＲ藤枝駅南北自由通路北口側エスカレーター付近に設置されたディスプレイとする。

（広告掲載の募集方法）

第７条　広告の募集は、市と大型ディスプレイ事業委託業務に関する契約を締結した広告代理店（以下「広告代理店」という）が行う。

（広告掲載の申込み）

第８条　広告代理店は、ＪＲ藤枝駅大型ディスプレイ広告掲載申請書(第１号様式)に必要事項を記入し、掲載する広告の内容を記憶媒体に保存し、掲載を開始する日の１０日前までに市長に広告掲載を申請するものとする。

２　市長は、提出された広告原稿の内容が本要綱に反すると判断したときは、広告代理店を通じて修正を求めることができる。

（広告の禁止表現）

第９条　広告の禁止表現は、原則として次の号に掲げるものとし、各号のいずれかに該当する場合は、その広告を表示しない。

1. 市の情報と錯誤するおそれのあるもの
2. 広告主の氏名(名称)の識別が困難なもの
3. 広告の表現や配色等で広告視聴者に不快感を与えるおそれのあるもの
4. その他広告の表現として適当でないと認められるもの

（広告掲載の決定）

第１０条　市長は第８条の規定により申請があった場合は、速やかに掲載内容の審査を行い、掲載の可否を決定し、ＪＲ藤枝駅大型ディスプレイ広告掲載・非掲載決定通知書（第２号様式）により、通知するものとする。この場合において、市長は当該広告主に藤枝市税の滞納があるときは、広告の掲載を承諾しないことができる。

２　市長は、企業広告の放映時間の合計が１２分３０秒を超えて広告掲載の申請があった場合は、次の各号に定める順位に従い判断するものとする。同順位に複数のものがある場合は、広告掲載希望期間が長いものを優先して選定する。ただし、全ての条件が同等と判断したときは、抽選により決定する。

1. 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するものの広告
2. 私企業のうち、市内に事業所等を有するものの広告
3. 前２号に該当しないものの広告

（広告掲載料）

第１１条　広告掲載料は、広告代理店が定める。

（広告代理店の責務）

第１２条　広告代理店は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負う。

２　広告代理店は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告代理店の責任及び負担において解決しなければならない。

３　広告代理店は、広告主に問題が生じた場合は、すみやかに当該広告の掲載を中止し、代替広告を制作・表示しなければならない。

（広告掲載の取り消し）

第１３条　市長は、要綱第１０条及び第１１条の規定により広告の掲載の決定を取り消した場合は、ＪＲ藤枝駅大型ディスプレイ広告掲載取消通知書（第３号様式）をもって広告代理店に通知する。

（協議）

第１４条　この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市と広告代

理店双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

（その他）

第１５条　この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、

別に定める。

附　則（平成２４年６月１日決裁）

この要領は、平成２４年９月１日から施行する。

附　則（平成２４年９月１５日決裁）

この要領は、平成２４年９月１５日から施行する。

附　則（平成２５年２月１５日決裁）

この要領は、平成２５年２月１５日から施行する。

附　則（令和２年２月２０日決裁）

この要領は、平成２年２月２０日から施行する。